

## グループホーム 指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人 かすみが丘学園が設置するグループホーム（以下「事業所」という。）において共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域及び家庭との結びつきを重視し、関係市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の障害福祉サービス事業者等、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び基準条例に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 コミュニティかすみ  
所在地 坂井市丸岡町女形谷58-16
- (2) 名称 コスモスホーム  
所在地 坂井市丸岡町女形谷59-2
- (3) 名称 めぶきホーム  
所在地 坂井市丸岡町一本田32-7-1
- (4) 名称 すだちホーム  
所在地 坂井市丸岡町一本田中48-4-1
- (5) 名称 つばさホーム  
所在地 坂井市丸岡町一本田32-7-2
- (6) 名称 わたなべホーム  
所在地 坂井市丸岡町西瓜屋5-9
- (7) 名称 かすみホーム  
所在地 坂井市丸岡町一本田福所22-24-5
- (8) 名称 のぞみホーム  
所在地 坂井市丸岡町本町2-50

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(兼任職員 1人)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 2人(兼任職員 2人)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日常活動サービス事業者との連携調整等、他の事業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 11人(常勤職員 11人)

世話人は、食事その他の家事、生活上の相談及び助言、その他日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 5人(常勤職員 2人)

生活支援員は、入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の定員は、49人とする。

(1) コミュニティかすみ(大規模住宅) 20人

(2) コスモスホーム 5人

(3) めぶきホーム 4人

(4) すだちホーム 4人

(5) つばさホーム 4人

(6) わたなべホーム 4人

(7) かすみホーム 4人

(8) のぞみホーム 4人

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

知的障害者

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の生活等に関する相談及び助言

(2) 食事の提供やその他の家事

(3) 健康管理・金銭管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡・調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 食事や入浴、排せつ等の介護

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業者は、共同生活援助を提供した際は、利用者から、当該共同生活援助に係る当該共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、その実費を利用者から徴収する。

(1) 家賃、光熱水費、食材料費等

(2) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものの実費

4 事業所は、前項に定めた費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 事業所は、前項までに定めた費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書を当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 共同生活援助の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、共同生活援助職員の勤務体制その他利用者申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者(体験的な利用者を除く。)が同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

2 事業所は、体験的な利用者からの依頼を受けて、同一の月に事業所が提供する共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定するものとする。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

する。

(嘱託医と協力医療機関等)

第 12 条 事業所は、利用者の病状の急変等その他緊急事態が生じた場合、あらかじめ、次の医療機関を協力医療機関として定めるものとする。

(1) 嘱託医 1

武藤 寛

(2) 協力医療機関

つばさ内科クリニック、たけとう病院

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 現に障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第 1 項に規定する嘱託医、協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 15 条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情解決)

第 16 条 事業所は、提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかつできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

②継続研修 年 1 回

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人かすみが丘学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(夜間支援体制)

第 19 条 利用者の緊急事態に対応するため連絡体制・支援体制の確保について次のように定める。

- 2 コミュニティかすみに宿直職員を配置し夜間支援体制し、その拠点とする。
- 3 各事業所は、一般電話と携帯電話を活用して夜間支援体制を確保する。また、緊急時対応として非常時連絡網を整備する。

連絡先：一般電話（0776）67-0456

携帯電話（090）8967-7972

別表1（第8条第3項（1）関係）

家賃、光熱水費、食料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となる主な料金表

種類	金額	備考
家賃	18,000円/月 (すだちホーム、のぞみホーム、コスモスホーム)	家賃補助：市町より月額10,000円を上限として支給（受給者証記載の場合）
	20,000円/月 (コミュニティかすみ、つばさホーム、かすみホーム、めぶきホーム、わたなべホーム)	
寝具・リネンサービス費	2,057円/月	
日用品費	1,000円/月	
食費	実費	
光熱水費	実費	

別表2（第8条第3項（2）関係）

直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに係る料金表

種類	金額	備考
預り金管理サービス費	3,000円/月	年金無しの方
	1,000円/月	
在園証明書等の事務手数料	100円	
各種申請書等作成料	1,000円	
本人希望による通勤・買物・通院等の送迎代	27円/km	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

- 〃 平成24年6月1日 一部改正
- 〃 平成24年12月21日 一部改正
- 〃 平成25年7月1日 一部改正
- 〃 平成26年4月1日 一部改正
- 〃 平成26年6月1日 一部改正
- 〃 平成26年7月1日 一部改正